

規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条において」を「以下」に改め、同条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

第四条中「様式第四号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「次の各号に掲げる場合において、法第五十六条の規定により」を削り、「報告を求められたときは」を、「法第五十六条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同条第一号中「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同条第二号中「の場合」を「で報告を求められた場合」に、「様式第三号」を「様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「様式第一号」を「様式第三号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（軽微な変更に関する証明書）

第二条 省令第四十六条の二の規定により省令第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、様式第一号の軽微変更該当証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添付しなければならない。

3 知事は、第一項の申請に係る内容が省令第四十四条の軽微な変更に該当してい

ると認める場合には、様式第二号の軽微変更該当証明書を交付するものとする。

様式第四号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第三号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第一号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改め、「次のとおり」の次に「都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項(第55条第1項)の強世による強世の」を加え、同様式を様式第三号とする。

附則の次に次の二様式を加える。

軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

設計者氏名 ㊟

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
低炭素建築物の位置	

※ 受付欄		※ 軽微変更該当証明書番号欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添えてください。

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



下記の申請に係る低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 証明書交付申請年月日 年 月 日
- 2 低炭素建築物の位置
- 3 低炭素建築物新築等計画の概要
 - (1) 認定（変更認定）番号 第 号
 - (2) 認定（変更認定）年月日 年 月 日

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。